

税外滞納債権の管理の強化について

1 税外滞納債権の状況

税以外の債権(貸付金、奨学金、使用料等)の滞納の状況

(単位:百万円)

	H19年度末	H20年度末	H21年度末
過 年 度 分		2,494 (▲ 339)	2,138 (▲ 695)
新規発生分	2,833	242 (+ 242)	396 (+ 396)
合 計	2,833	2,736 (▲ 97)	2,534 (▲ 299)

2 債権管理の強化

公平性や選択と集中の視点に十分留意しつつ、税外債権の管理を徹底強化

(1) 地方自治法など、法令に基づく、催告や強制執行(徴収)などの着実な実施

(2) 強制執行(徴収)できない場合における徴収(執行)停止や履行期限延長の特約など、個々のケースに配慮した手続きの要件を明確化

(3) あらゆる手段を尽くした上で、時効期間が経過した債権や、回収が不能と認められる債権については、債権放棄を行い、債務関係を整理

<債権放棄の基準>

- ① 消滅時効に係る時効期間が経過し、債務者が時効の援用をしていない場合
 - (ア) 行方不明
 - (イ) 著しい生活困窮状態
 - (ウ) 徴収停止後の弁済見込みなし
- ② 強制執行等の措置をとった上で、なお、明らかに回収の見込みがない債権がある場合

3 執行体制の充実

(1) 研修等による職員のスキルアップ

(2) 債権管理マニュアルの充実

(3) 民間債権回収会社(サービス)の活用
(債権管理のコンサルティング、実地研修等)